

告 示

埼玉県告示第百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

文真堂書店狭山入曾店

埼玉県狭山市大字北入曾字御狩場六百八十九番地一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・敷地内にある防火水槽は、いつでも使える状態にしておくこと。また、消防用設備や届出書類等については、狭山消防署予防指導課と協議ください。

・埼玉県景観計画に基づく景観計画区域内（山地丘陵区域）です。新築、増築、改修又は修繕若しくは色彩を変更する場合には、都市計画課へご相談ください。

・騒音規制法の特定施設を設置する場合には、届出書を提出の上、規制基準を順守してください。

二 縦覧期間

平成二十七年二月十七日から平成二十七年三月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター